

広島県告示第二百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年三月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地
大盤川支川 (一七六隣)	広島県呉市広長浜一丁目地内
土石流	土砂災害警戒区域
表区 域 示 の 次 の 図 の と お り	表区 域 示 の 次 の 図 の と お り
区域の名称	土砂災害特別警戒区域
の自然現象による原因の発生原の土砂災害	の自然現象による原因の発生原の土砂災害
号三律の施行年で定められた区域の災害等に係る土砂災害の防止に向けた法律の規定に基づく第十八条の表示による防護区域の範囲を示す。この表示は、土砂災害の発生リスクを考慮して、各区域ごとに定められる。この表示は、土砂災害の発生リスクを考慮して、各区域ごとに定められる。	号三律の施行年で定められた区域の災害等に係る土砂災害の防止に向けた法律の規定に基づく第十八条の表示による防護区域の範囲を示す。この表示は、土砂災害の発生リスクを考慮して、各区域ごとに定められる。

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。